（削る）

ロ　（略）

4～6　（略）

（所得状況の届出）

第三十七条　障害年金生活者支援給付金受給者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された第三十二条第二項第三号及び第三号の二並びに同条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は厚生労働大臣が市町村から当該指定日の属する年の前年の所得に関する情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（認定の請求）

第四十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

三の二　請求者（前年（一月から七月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百六十二万千円を超える者に限る。）の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書

四　（略）

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年の所得が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ　（略）

（削る）

ロ　（略）

4～6　（略）

（所得状況の届出）

第五十二条　遺族年金生活者支援給付金受給者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された第四十七条第二項第三号及び第三号の二並びに同条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は厚生労働大臣が市町村から当該指定日の属する年の前年の所得に関する情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

ロ　請求者の所得税法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。以下「控除対象扶養親族」という。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

4～6　（略）

（所得状況の届出）

第三十七条　障害年金生活者支援給付金受給者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届及び第三十二条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は厚生労働大臣が市町村から当該指定日の属する年の前年の所得に関する情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（認定の請求）

第四十七条　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前年（一月から七月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次号において同じ。）の所得が四百六十二万千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書

二　前年の所得が四百六十二万千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類

イ　（略）

ロ　請求者の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類

ハ　（略）

4～6　（略）

（所得状況の届出）

第五十二条　遺族年金生活者支援給付金受給者は、毎年、指定日までに、指定日前一月以内に作成された障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届及び第四十七条第三項各号に掲げる書類を機構に提出しなければならない。ただし、指定日の属する年の前年の所得に関する当該書類が提出されているとき又は厚生労働大臣が市町村から当該指定日の属する年の前年の所得に関する情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。